

令和5年度第1回沼津市消費者教育推進地域協議会 議事要旨

日時 令和5年9月5日(火)
10時00分～11時30分
会場 沼津市役所8階 802会議室

【出席委員】(敬称略)

静岡大学教育学部	色川 卓男
静岡県立沼津東高等学校	齊藤 篤
沼津市消費者協会	金井 恵子(代理出席)
静岡県弁護士会	渡邊 洋二郎
沼津市自治会連合会	北村 正昭
沼津市商店街連盟	杉山 高明
沼津地区労働者福祉協議会	田中 清仁
静岡県司法書士会	渡邊 直人
一般消費者代表	太田 伊都
一般消費者代表	鈴木 浩子
沼津市消費生活センター相談員	渡辺 恵子

【事務局】

石橋生活安心課長、中野主査、中村主任

【配布資料】

資料1	令和5年度第1回沼津市消費者教育推進地域協議会次第
資料2	令和5年度第1回沼津市消費者教育推進地域協議会席次表
資料3	令和5年度沼津市消費者教育推進地域協議会委員名簿
資料4	令和5年度消費者教育の取組方針について
資料5	令和5年度事業一覧
資料6	令和5年度事業取組状況(7月末実績)
資料7	悪質電話対策機器購入費等補助チラシ

【次第1 開会】

※省略

【次第2 令和5年度新任委員委嘱】

※省略

～議事進行を色川卓男会長に委任～

【次第3 令和5年度消費者教育推進計画事業計画と取組状況等について】

＜事務局による説明＞

①令和5年度沼津市消費者教育推進計画事業計画について

今年度の消費者教育の取組方針については資料4のとおり。

「1 消費者教育推進上の各主体事業数」では、全庁並びに関係主体各位より、57事業が消費者教育推進に関わるものとして報告を受けている。

各事業の一覧表が資料5である。事業名とそれらが重点目標1～5のどれに該当するものなのかを「○」で表記している。事業によっては複数の目標に掛かっており、これらを目標ごとに集計したものが、資料4の「2 消費者教育推進上の重点目標別の事業実施状況」となる。

第2次計画は前計画の重点目標を引き継ぐことから、直近5年分の事業数を年度毎に並べると、事業の見直し等により、事業数全体としては昨年度と比較して増加となっている。

各事業の詳細が資料6である。再掲となっている事業も含めて記載している。

すべての事業については、資料5と資料6により内容を把握できるため、本協議会では「3 令和5年度消費者教育における重点取組」として、4つの取組状況等を説明する。

②取組状況・後半の取組等について

(1) 消費者市民社会をふまえた消費生活に関する情報集約・発信

重点目標1, 2, 5に当てはまるものである。各事業についての情報を集約すること、消費生活に関する情報をホームページやFacebook ページ、広報紙等の各種媒体を活用して、広く発信することを考えている。

広報紙では、5月と6月に記事を掲載した。消費生活センターは今年度、6つの掲載枠を持っているため、掲載時期に相談の多い事例を載せることで啓発を図っていく。また、昨年度の本協議会でのご意見をふまえ、今年度は既存の当課のFacebookに加えて、市のFacebook、LINE、X(旧Twitter)でも情報発信している。

他の媒体を使った情報発信により、当課のFacebookのフォロワー数も増えたため、年度後半についても、各種媒体での情報発信の継続を考えている。

(2) 高齢者見守りに向けた地域団体、関係各課、地域包括支援センター等との連携強化

重点目標3に当てはまるものである。令和4年度から高齢者向け出前講座の開催は回復傾向にあるが、今年度も4月の地域包括支援センター運営会議等にて情報共有の強化や出前講座等の啓発活動への協力を依頼した結果、既にいくつかの団体から講座の開催希望を受けている。当市の相談件数の約半数を60歳以上の高齢者が占めている現状は変わっていないため、今後も関係各位と連携を図っていく。

7月末時点での高齢者向け出前講座の申請・実施状況については、予定を含めた申請が7件、実施が4件となっている。

続いて、資料7を説明する。今年度も、悪質業者等による消費者被害を未然に防止することを目的として、悪質電話対策機能のある機器の購入費及び設置費の一部に対する補助事業を行っている。最大5,000円の補助額に変更はないが、昨年度は65歳以上という年齢制限があったものを、今年度から年齢制限を撤廃した。7月末時点での申請件数は63件となっており、昨年度の80件は超える見込みだが、周知の強化を図っていくとともに、みなさまにも昨年度に引き続き、可能な範囲での周知へのご協力をお願いしたい。

また、自治会連合会様において啓発チラシの組回覧、民生委員児童委員様において一人

暮らし高齢者の見守り時に啓発チラシ等を配布していただく等、昨年度と同様の啓発も継続する。

(3) 若年者に対する消費者教育の充実

重点目標4に当てはまるものである。若年者への啓発は数年間に渡り注力しているが、引き続き、継続していく。

7月末時点での若年者向け出前講座の申請・実施状況については、予定を含めた申請が10件、実施が3件となっている。また、「出前講座の実績状況」表には載っていないが、今年度は8月に放課後児童クラブ向けに、買い物ゲーム等を盛り込んだ出前講座を開催した。

若年者向けには集合型の出前講座だけでなく、リモート型での講座も開催可能であるため、各校の需要に合わせた出前講座の開催や市内の各学校に対する啓発リーフレット等の配布、消費生活センターに寄せられたトラブル事例の紹介等、昨年度までと同様の啓発も継続する。また、昨年度に実施した中学生向け出前講座だが、今年度は静岡県内で、『第62回全日本中学校技術・家庭科研究大会並びに第60回東海・北陸地区中学校技術・家庭科研究大会』が秋季に開催され、家庭科の先生方がご多忙とのことで、出前講座を開催する場合は年明け以降にしてほしいという話を受けている。そのため、今年度は学生向けのチラシを作成して、各学校の全生徒に配布してもらう形も考えている。

(4) 消費者教育の担い手育成、消費生活センターの周知

重点目標5に当てはまるものである。くらしのセミナーや消費生活展などを開催して、「地域の消費者教育・見守りの担い手の養成・相互連携」を目指しているものであるが、くらしのセミナーについては、9月15日号の広報紙に募集案内等が掲載予定で、10月30日(月)に沼津市民文化センター2階の大会議室にて、『ふくしまの農業の再生から全国に』という内容で、10時から11時30分の時間で開催予定となっている。消費生活展や消費生活サポーター養成講座については、現在、開催に向けて検討中である。

年度後半については、過去の出前講座で使用した教材の見直しや最新化を消費生活センター内で進めることにより、出前講座のスキルアップを図ることや情報発信を継続していくこと、現在検討中の消費生活展等における啓発を考えている。

【●委員からの意見・質問等／○事務局からの回答】

<①②に関して委員からの意見・質問等>

●田中委員：SNSでの啓発にInstagramが含まれていない理由は。また、LINEはどのくらいの登録者数なのか。

○事務局：主管課が広報課であり、LINEの登録者数はこの場では把握できていない。また、Instagramについてはリポスト中心のため、こちらから情報を発信する運用となっていない。

●色川会長：若者はFacebookを使っておらず、既にFacebookは古いと言われている。色々なアプリケーションが出ている中で、沼津市として使用できるSNSを考え、それに消費生活センターがアップデートして合わせていく必要がある。

○事務局：わかりました。

●色川会長：資料6の重点目標4の若年者に対する消費者教育の充実の45番については、静岡県内全体の数字であるか。

●田中委員：沼津市内での数字である。

●色川会長：わかりました。また、今回の協議会開催にあたって、前回（令和5年3月開

催の令和4年度第2回協議会)の議事要旨があると良いと感じた。市HPに掲載されてはいるが、新たに委員になられた方にも今までの協議内容を見てもらえる。現委員についても、前回からの続きを協議しやすくなる。

- 事務局：わかりました。令和5年度第2回目の協議会においては、今回の第1回目の議事要旨を添付送付します。
- 色川会長：今回の資料から読み取れないのだが、前回の協議会で話題に挙げた、講師ができそうな人材に出前講座に帯同してもらい、講師として養成するという話はどうなっているか。
- 事務局：現状では、消費生活サポーターに対して、出前講座の案内等は通知できていない。
- 色川会長：消費生活サポーターだけでなく、他にも講師をしていただける人材がいると思うが。
- 事務局：本日、ご出席いただいている太田委員と鈴木委員も、出前講座の講師に適した人材である。
- 色川会長：協議会とは、市の中で消費者教育推進に向けて一緒に取り組んでいただく場でもある。人数は多くなくても良い。いきなり最初から講座はできないので、まずはプロセスを踏みながら、時間を取れて、講座を実施可能な人材を見出していく。
- 事務局：わかりました。年度後半に向けての取組として、太田委員と鈴木委員には今後、市の出前講座への帯同や資料の送付等を通じて、消費者教育に関わっていただく。
- 色川会長：取り組んでみると、出来ることや出来ないことが判明してくるが、まずは始めてみるのが大事である。
また、中学生向け出前講座について、関係が一度切れてしまうとそのままになってしまう可能性がある。学校側がアプローチを待っている場合もある。
- 事務局：昨年度の担当教諭は今年度も異動していないため、昨年度と同じように年明けあたりに開催する形で話を進めていきたい。
- 太田委員：若年者に対する消費者教育について、今年度は消費者教育に関するコンテンツが追加された。SDGsに関するものなど、子ども自身が読み進めていけるような内容となっている。
- 事務局：消費生活センターにタブレット端末がないため、教育委員会に確認する。
- 渡邊委員：昨年12月に弁護士会と教育委員会で協定を結んで、法教育の授業を小学生・中学生・高校生に対して実施することになったのだが、若年者の消費者教育として消費者教育推進上の各主体事業数に反映されていない。法教育は消費者教育の根幹と私は考えているのだが、法教育という括りであるため事務局側は異なると考えて、消費者教育に反映されなかったのか。
- 事務局：申し訳ない。消費生活センターと教育委員会の連携不足で、教育委員会からの報告が挙がっていないため、事業数に反映できていない。今後確認して、次年度以降は計上する。
- 北村委員：警察署の情報等から、沼津市や三島市で高齢者の詐欺被害が多いという情報や、どの地域でどれくらいの件数なのかというデータもある中で、それが各地域に届いているのかは不明である。
- 渡邊委員：街頭キャンペーンを静岡県と協力して実施しているが、中部地区と西部地区

は駅で実施しているものを、東部地区だけ店舗で実施していることが気になっている。

- 事務局：街頭キャンペーンの主管は静岡県であるが、コロナ禍以前は沼津駅で実施していたものがコロナ禍により沼津駅で実施できなくなり、現在は商業施設で実施しているものと認識している。過去（令和3年度と令和4年度）、ららぽーと沼津にて実施していたが、今年度はマックスバリュ沼津南店に変更となった。
- 色川会長：例えば、ららぽーと沼津の関係者に協議会の委員になってもらうのも効果がある。事業者として入ってもらい、協議会の場で商業施設の使用許可をもらうことが可能となる。
- 金井代理：過去に沼津駅でのキャンペーンに参加したことがある。駅は構内に入れなかったため場所が限定されることと、高齢者の消費者被害防止という観点では、今回の街頭キャンペーンはマックスバリュ沼津南店が実施している 65 歳以上の客に対する割引対象日であったため、効果はあったと思われる。
- 色川会長：中部地区が静岡駅で街頭キャンペーンを実施している理由は、他市町からの通勤通学で多くの人々が利用しているからである。地域の特色に合わせた形で実施できれば良い。
- 杉山委員：例えば、高齢者向けのスマホ講座等を開催しても、自身は大丈夫と考えて参加しない方がいる。そのような方は消費者被害に遭ってしまう可能性もある。そこに高齢者の消費者教育の難しさを感じる。
- 色川会長：そのような方への対処として、国が推進しているのが消費者安全確保地域協議会である。労働金庫やコンビニエンスストアや店舗等と協定を結んでおき、窓口に来所した高齢者の消費者トラブル回避に繋げていくものである。
- 田中委員：主に会員に対して消費者教育しているが、資料が多くなりすぎて会員であっても伝えきれないことがある。消費者教育と伝えることの難しさを感じる。
- 色川会長：長文になっている説明でも短文で簡潔に説明すること、きちんと伝えたいことのバランスを考える必要がある。
- 鈴木委員：高齢者のスマホ講座が必要と考える。高齢者がスマホをもう少し使えるようになれば、発信された情報を見てももらえる機会も増えると思う。
- 色川会長：携帯会社でスマホ講座等を無料で実施している。各社にとっても啓発・広報活動となっており、スマホ出前講座を開催している学校もある。ただし、事業者であるため、事前に講座内容の確認は必要となる。
- 渡辺委員：日々、消費生活相談を受けている立場で述べると、鈴木委員や渡邊委員が発言されたスマホや法教育について、知っているべきことを知らない消費者が多いと感じる。先日、靈感商法に関するセミナーを聴講し、マインドコントロールが消費者被害に深く関わっていることを学んだのだが、そのような知識を学ぶ教育の機会の提供等について、消費生活センターとして、市民が消費者トラブルから自身を守るための知識を付けるにはどのような消費者教育ができるのか、考えていきたい。
- 色川会長：学校は生活の一部であり、家庭教育や自身の失敗から学ぶこともある。消費生活センターを認知していない市民もいるため、認知度を上げることも大事となる。
- 太田委員：コロナ禍の影響もあると思うが、今は子どもが外に出ていないと感じる。外

に出ないため失敗から学ぶこともなく、失敗を指摘してくれる大人と接することもない。外との関係が薄いため、困った時に消費生活センター等に相談することができるのか危惧される。

- 色川会長：コミュニケーションをとることが苦手な大学生もいる。また、子どもに話しかけると不審者と間違われるケースもあるため、難しい問題でもある。
- 金井代理：自身が消費者であると思っていない方が多いと以前は感じていたが、消費者教育が浸透してきて、自身も消費者という意識は広がってきたと思う。渡辺委員と同じセミナーを私も聴講したが、その中で、中学生や高校生の頃から少しずつでも良いので金銭や消費者トラブルについて学ぶことが必要だと感じた。若者自身が消費者であり、消費者被害に遭うと周りにも影響が出ることを知ってもらうための教育が大事である。
- 齊藤副会長：様々な年齢層に対して、機会を増やして消費者教育できれば良いと思う。今は小学生がスマホを持っているのが現状であり、小学生の段階から、自身が消費者であるという認識を持たせるような教育が求められていると感じる。また、現在は中学生の不登校も非常に多く、学校に行かない通信制高校への進学も増えている。そのような生徒達に対する消費者教育についても、考えていく必要がある。
- 色川会長：通信制学校の生徒達に関する消費者教育は、消費者庁が考えていかなければならない問題でもある。
- 色川会長：他に意見や質問はあるか ⇒ 意見・質問等なし
それでは、次の議事に進む。

【次第3 その他】

＜事務局による説明＞

先ほど、色川会長からご説明いただいた内容と被る部分もあるが、(2) 高齢者見守りに向けた地域団体、関係各課、地域包括支援センター等との連携強化で説明した悪質電話対策機器の購入費等の補助事業について、この取組を契機として、消費者の安全安心を確保するため、関係部局と連携し、消費者安全確保地域協議会（以下、「見守りネットワーク」という）の構築を推進していく。見守りネットワーク構成員間で、高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方々の個人情報共有することにより、消費生活センターによる消費者被害回復の手助けを助長していくことを目的としている。

見守りネットワークは市の福祉関係部署、地域包括支援センター、沼津警察署、静岡県東部県民生活センター等を当初の構成員として設置予定だが、設置後に、必要に応じて関係機関・団体等は追加していく可能性があり、将来的には、本協議会委員の所属団体にも見守りネットワークに加入していただく可能性がある。

【●委員からの意見・質問等／○事務局からの回答等】

- 渡辺委員：具体的なスケジュールはどうなっているか。
- 事務局：年度内に要綱等をまとめて、新年度に第1回会議を開催予定で考えている。
- 色川会長：この業務のために人員を増やせないのか。
- 事務局：現時点で、人員が増える見込みはない。

- 色川会長：静岡県からも強く設置を要望されていると思う。
- 事務局：令和4年度末時点で、県内は1市2町が設置している。
- 色川会長：国の事業でもあるので、設置後に効果があることを期待している。

- 色川会長：他に意見や質問はあるか ⇒ 意見・質問等なし
以上で協議すべき議題は終了したので、進行を事務局に返す。
- 事務局：今回頂いたご意見等は、今後の消費者教育推進の取組に反映させていく。

～議事終了 進行が色川卓男会長から事務局に戻る～

【次第4 閉会】

※省略